

群馬県奨学金返還支援制度 (企業連携型)

奨学金返還支援を行う中小企業への補助を行っています。

制度概要

若者の群馬県への就職を促進し、県内定着を図るため、県内の中小企業等が自らの従業員に対して奨学金の返還支援を行っている場合に、その支援額の1/2を県が補助し、企業と連携して若者の県内定着に取り組みます。

補助対象企業

県内に本社がある中小企業等（※）

※中小企業基本法等における定義に該当する者、
一般及び公益社団・財団法人、農業法人、社会福祉法人、各種協同組合等

制度イメージ

県内就職者



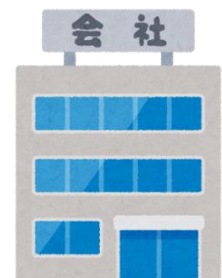
- ・県内就職への動機付け
- ・経済的な安心感の醸成

従業員の奨学金
返還支援

群馬県

企業が行う奨学金
返還支援額の
1/2を県が補助

県内中小企業等



求人へのアピールポイント
として活用



当制度に関するホームページ

<https://www.pref.gunma.jp/page/15076.html>

支援対象者

補助対象企業に勤務し、次の全てを満たす者

- ・（独）日本学生支援機構の第一種（無利子）
または第二種（有利子）奨学金の貸与者

※その他の奨学金も対象となる場合がありますのでご相談ください。

- ・対象企業に正社員として勤務
- ・対象企業に就職後3年以内かつ30歳未満

◎学歴は問いません。奨学金を返済している高校卒、専門学校卒等の方も対象となります。

◎特定の学部卒業や業種への就職、Uターンに限定する等の条件はありません。

※市町村等が実施する奨学金返還支援制度との重複利用はできません。

補助対象期間

支援対象者1名につき、最長3年間

年間補助額

補助対象企業の支援額の1/2

ただし、次のいずれか低い額を県補助額の上限とします。

- ・支援対象者の奨学金年間返済額の1/3
- ・6万円/年・人

◎企業が補助対象額を超えて独自に上乗せ支援しても構いません。

R5 補助金申請期間・申請の流れ

- ・令和6年1月15日（月）～3月8日（金） 申請書類の提出
- ・ // 3月下旬 補助金の交付決定
- ・ // 4月中旬頃 補助額の確定
- ・ // 5月中旬頃 支払い（※）

※4月中に奨学金返還額の証明書類の提出が必要になります。

◆ お問い合わせ先 ◆

群馬県 知事戦略部 戦略企画課 調整係

TEL 027-226-2321

FAX 027-223-4371

E-mail senryakuka@pref.gunma.lg.jp